

令和9年度県立分水高等学校第2学年修学旅行業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和9年度本校第2学年修学旅行を実施するにあたり、当該修学旅行の実施計画策定、準備、添乗及び必要な事務作業等の業務委託に係るプロポーザルを実施し、本業務を委託する事業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和9年度県立分水高等学校第2学年修学旅行業務

(2) 業務の目的

教育活動の一環として、平素と異なる生活環境において、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積ませることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙委託仕様書のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和10年3月31日まで

3 見積限度額

生徒一人あたり160,000円（消費税を含む。）程度とする。

4 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

5 事前説明会

(1) 事前説明会の開催日時、場所

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を開催する。

日 時：令和8年4月28日（火）16時00分から17時00分まで

場 所：本校4階 多目的1A

(2) 事前説明会の参加申込

希望する場合は、別添「事前説明会参加申込書」を令和8年4月24日（金）10:00までに、下記「14 担当（問合せ先）」へFAXで提出すること。

6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

提出様式：別紙様式1「令和9年度県立分水高等学校第2学年修学旅行業務公募型プロポーザル参加申込書」

提出期限：令和8年5月7日（木）16時（必着）

提出方法：持参または郵送によること。

提出先：下記「14 担当（問合せ先）」

(2) 提案資格の確認結果の通知

ア 参加申込をした者全員に対し、提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

イ 審査の結果については、異議の申立てをすることができない。ただし、アの通知を受けた者のうち、参加資格がないと判断された者については、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

7 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

提出期限：令和8年5月12日（火）16時（必着）

提出先：下記「14 担当（問合せ先）」

提出方法：持参、またはFAX（電話や口頭は不可）

(2) 質問への回答について

令和8年5月19日（火）までに、上記6により申込のあった全参加者にFAXにて回答する。

8 提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書6部

(ア) 「委託仕様書」を踏まえ記載すること。

(イ) 提案書はA4判とし、表紙に「令和9年度県立分水高等学校第2学年修学旅行業務委託提案書」と表記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 旅程表6部

ウ 見積書1部 見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印。

(2) 提出期限等

期限：令和8年5月28日（木）15時（必着）

提出先：下記「14 担当（問合せ先）」

方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

9 提案書の審査

提案者には、令和8年5月29日（金）16時00分より開催する「令和8年度県立分水高等学校第2学年修学旅行業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、ヒアリングを実施するものとする。

10 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
企画内容	業務の目的を達成することが十分に期待される提案内容であるか。	20
業務遂行能力	委託業務を確実に遂行できる能力があるか。	10
	安全を確保するとともに、事件・事故・災害が発生した場合には適切に対応できる体制が整っているか。	10
事業実績	本業務に対する実績が十分であるか。	5
経費	企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか。	5

11 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

12 日程

募集公示	令和8年4月16日（木）
事前説明会参加申込提出期限	令和8年4月24日（金）
事前説明会	令和8年4月28日（火）
プロポーザル参加申込提出期限	令和8年5月7日（木）
参加資格の審査・確認結果通知発送	令和8年5月8日（金）
質問書提出期限	令和8年5月12日（火）
質問への回答	令和8年5月19日（火）
企画提案書提出期限	令和8年5月28日（木）
プロポーザル	令和8年5月29日（金）
審査結果通知発送	令和8年6月1日（月）
契約	令和8年6月8日（月）

13 契約の締結

県立分水高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。（契約書の作成要）

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

14 担当（問合せ先）

〒959-0113

新潟県燕市笈ヶ島 104-4

県立分水高等学校

担 当：1 学年担任（坂巻 輝功）

電 話：0256-98-2191（代表）

F A X：0256-98-6598

15 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込を辞退する場合は、別紙様式 2 「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者